

特記仕様書(地質調査業務編)

1. 調査内容

- (1) ボーリングの掘進方向は鉛直下方とする。
- (2) ボーリングの掘進長は仕様書に記載のとおりであるが、支持層の確認等詳細については監督職員と協議すること。
- (3) ボーリング機械はロータリー式を使用する。
- (4) 孔径は66mmとし、必要に応じて孔壁面が崩落しないよう粘土水・ケーシング等を使用する。
- (5) ボーリング途中で湧水を認めた場合は、正確にその深度を測定する。また、調査完了までは毎日作業開始時に孔内水位を測定し、計測時刻を記録する。常水位については、ボーリング孔内の水位、付近の井戸等の水位、季節的水位を総合判断して決定する。
- (6) 試料は標準貫入試験用サンプラーより採取し、整理格納の上提出する。
- (7) 試料に関する記録は採取後直ちにその形状、色、粒度、湿潤状態、混入物等について細大もろさず記録する。
- (8) ボーリングの完了は十分な支持層(N値50以上)連続3m以上確認した場合とし、途中でN値50未満を測定した場合は、監督職員に報告し、指示を受けること。

2. 標準貫入試験

- (1) 標準貫入試験の実施頻度は掘進長1m毎に1回行うことを標準とする。※N値50までの確認とする。
ただし、産業廃棄物が混在している場所については不要とする。
- (2) 標準貫入試験は1m毎に JIS A 1219により行う。
- (3) 重錘落下は原則として半自動型とする。

3. 資料整理とりまとめ

- (1) 解析に基づき、複数の基礎・地業工法を選定のもと、最適工法の決定を行うものとする。
工法の決定については、必ず比較検討資料を作成のこと。
- (2) 基礎・地業工法の選定にあたっては、監督職員と協議することとする。

4. コンサルタント的調査

機械ボーリング実施場所について工事用道路及び搬出計画の資料になるよう十分な資料整理・解析を行うものとする。

- (1) 工事用道路の隣接地への影響について調査検討のこと。
- (2) 図面等
土質柱状図・地質平面図・縦断図・その他監督職員の指示による。

5. 報告書(A4版製本1部)

・内容

前書き、調査概要、調査方法、使用機材、地形、地質状態、支持力算定、
内部摩擦角及び粘着力、設計条件(直接基礎・杭基礎等)、調査地点位置図、
土質柱状図、地層推定断面図及び調査記録写真
上記資料の電子データ

- (1) 調査用電力、給水については、受注者負担とする。
- (1) 特記仕様書(別紙)に従い、環境に配慮して委託業務を行うこと。

8. 地盤情報データベース登録

・国土地盤情報データベースへ登録するため、受注者はボーリングによる土質柱状図及び土質試験結果一覧表について、一般社団法人国土地盤情報センターによる検定を受けるとともに、検定済みデータおよび検定証明書を電子成果品として発注者に提出する。
受注者は、「BORIMG」フォルダを作成し、検定に必要となるボーリング交換用データ(XMLファイル及び関連するDTDファイル)、電子柱状図(PDFファイル)、土質試験結果一覧表データ(XMLファイル及び関連するDTDファイル)及び電子土質試験結果一覧表(PDFファイル)を「地質・土質調査

成果電子納品要領」(平成28年10月国土交通省)に基づき作成し、「BORING」フォルダのサブフォルダ(ボーリング交換用データは「DATA」、電子柱状図は「LOG」、土質試験結果一覧データ及び電子土質試験結果一覧表は「TEST」)に格納する。また、発注者の指示に基づき、「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」(平成30年3月大臣官房技術調査課)に基づく「公開可否コード」をボーリング交換用データ(XMLファイル)および土質試験結果一覧表データ(XMLファイル)に記入する。検定完了後、受領した検定証明書は「BORING」フォルダのサブフォルダ「OTHRs」に格納する。

電子成果品のフォルダ構成については「建築設計業務等電子納品要領」(平成30年版大臣官房官庁営繕部)によることとするが、検定済みデータに検定証明書(PDF形式)を追加した「BORING」フォルダについては、「建築設計業務等電子納品要領」の3(6)「本要領に記載されていないフォルダは作成しない。」は適用せず、電子媒体のルート直下に格納する。なお、「BORING」フォルダの電子媒体のルート直下への作成にあたっては、電子成果品作成支援・検索システムVer.4.0の新規作成機能では作成できないことから、同システムをもういちずに作成することとする。